

大個審答申第 154 号
令和 4 年 7 月 29 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 2 年 7 月 16 日付け大淀政第 30 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が令和 2 年 6 月 15 日付け大淀政第 20 号により行った開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和 2 年 6 月 1 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「2016 年 8 月 25 日付け淀川区役所 A 職員から文書が郵送されてきたが、要望内容と回答内容があっていないため、何についての文書なのか確認したいため、この郵便物のあて名の根拠となるもの」を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「開示請求者が作成した文書（平成 28 年 7 月 30 日付）」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和 2 年 6 月 18 日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

令和 2 年 6 月 1 日の個人情報開示請求に見合ったものを求める。

2 審査請求の理由

平成 28 年 7 月 30 日付文書（ご意見）に見合った回答内容ではなく、何についての回答なのか不可解なため。

他にも情報があると考えため。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報について

本件情報は、審査請求人の署名及び作成日と推察される「H28. 7. 30」の日付が記載された淀川区役所職員に対する意見書 2 枚（以下「本件意見書」という。）及びタイトルに「安心して区役所を利用するために」とある活字の書面（以下「本件書面」という。）並びに審査請求人の住所と氏名があて先となっている「2016 年 8 月 19 日」消印の封筒（以下「本件封筒」という。）である。

本件意見書及び本件書面は、審査請求人が近畿管区行政評価局に提出し、同局から封筒にいれ返送されたものである。本件情報であるこれら本件意見書、本件書面及び本件封筒は審査請求人が西淀川区役所に持参のうえ淀川区役所に提出するよう依頼し、西淀川区役所経由で淀川区役所に届いたものである。

2 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、本件審査請求において、「他にも情報があると考えため」と主張しているが、本件請求で、「2016 年 8 月 25 日付け淀川区役所 A 職員から郵送されてきた郵便物のあて名の根拠となるもの」との保有個人情報開示請求を行っている。

「2016 年 8 月 25 日付け淀川区役所 A 職員から郵送されてきた郵便物」（以下「本件回答文書」という。）は、実施機関が政策企画課長名で作成した本件意見書及び本件書面に対する回答文書であり、本件封筒のあて先である住所及び氏名あてに当該回答文書を郵送したものであることから「あて名の根拠となるもの」は、本件情報のみである。

なお、審査請求人は本件審査請求において、本件回答文書が本件意見書に見合った回答ではないため、本件情報の他に、本件意見書に見合った回答文書があるはずだと主張しているとも考えられるが、本件請求に係る保有個人情報については上記のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

審査請求人は、本件決定において特定した情報の他にも特定すべき情報があるはずだと主張しているのに対し、実施機関は、本件決定において特定した情報以外に特定すべき保有個人情報には存在しないと主張している。

したがって、本件審査請求の争点は、本件決定において特定した情報以外に特定すべき保有個人情報の存否である。

3 本件決定で特定した情報以外に特定すべき保有個人情報の存否について

審査請求人は、審査請求人あてに郵送された本件回答文書に係る宛名の根拠を求めているところ、実施機関は、本件回答文書に係る申出内容である本件意見書及び本件書面を収受した際の、審査請求人の住所氏名が記載された封筒を本件情報として特定している。

一般に、申出に対し回答する場合に、当該申出を受けた際に収集した申出人の個人情報を使用することは通常の見取りであると考えられ、本件回答文書に係る申出内容の申出人の住所氏名として本件情報を特定したとする実施機関の主張に不自然不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、本件回答文書が本件意見書及び本件書面に係る回答に見合っておらず、他に特定すべき保有個人情報があるはずだと主張している。当審議会においては、実施機関の審査請求人への回答内容の是非について判断できないが、本件意見書及び本件書面の収受・回答時期からも本件回答文書が本件意見書及び本件書面の申出内容に対応しないものとは認められず、他に特定すべき情報は確認できない。

当審議会としては、他に存在するはずであるとする審査請求人の主張の根拠、及び実施機関の主張を覆すに足る事実も確認できないことから、本件請求に係る保有個人情報として他に特定すべき情報は存在しないと実施機関の主張に不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 調査審議の経過 令和2年度諮問受理第81号

年 月 日	経 過
令和2年7月16日	諮問書の受理
令和3年2月10日	実施機関から意見書の収受
令和3年10月13日	調査審議
令和3年11月12日	調査審議

令和3年12月27日	調査審議
令和4年2月16日	調査審議
令和4年7月29日	答申